

令和2年度第11回総会（月例）議事録

日 時	令和3年2月26日（金） 午前10時開会																		
場 所	教育総合センター2階 女性会館																		
出席委員 （17名）	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">上入來 幸一（会長）</td> <td style="width: 33%;">松下 清美（会長代理）</td> <td style="width: 33%;">仮屋 幸孝（運営委員）</td> </tr> <tr> <td>有村 伊智博</td> <td>有村 浩一</td> <td>岩元 節朗</td> </tr> <tr> <td>園山 一則</td> <td>堂免 修</td> <td>豊留 辰男</td> </tr> <tr> <td>弟子丸 宗一</td> <td>鳥丸 俊秀</td> <td>永尾 寛</td> </tr> <tr> <td>中村 秀彦</td> <td>鳩宿 隆雄</td> <td>福永 大悟</td> </tr> <tr> <td>堀之内 薫</td> <td>室屋 智美</td> <td></td> </tr> </table>	上入來 幸一（会長）	松下 清美（会長代理）	仮屋 幸孝（運営委員）	有村 伊智博	有村 浩一	岩元 節朗	園山 一則	堂免 修	豊留 辰男	弟子丸 宗一	鳥丸 俊秀	永尾 寛	中村 秀彦	鳩宿 隆雄	福永 大悟	堀之内 薫	室屋 智美	
上入來 幸一（会長）	松下 清美（会長代理）	仮屋 幸孝（運営委員）																	
有村 伊智博	有村 浩一	岩元 節朗																	
園山 一則	堂免 修	豊留 辰男																	
弟子丸 宗一	鳥丸 俊秀	永尾 寛																	
中村 秀彦	鳩宿 隆雄	福永 大悟																	
堀之内 薫	室屋 智美																		
欠席委員 （2名）	上四元 正昭 横峯 明人																		
事務局	<p>事務局長 木口屋</p> <p>主 幹 新地</p> <p>支局主任 大小田、末永、安田、溝川、東、児之原、石田</p> <p>専門員 井上、矢崎</p> <p>主 査 安樂、内村、水盛、取違、二俣、渡邊、原口</p> <p>主 事 塩田</p> <p>主 任 鮫島、山本、平川</p>																		
農政総務課	技 師 遠矢																		
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 農地法第3条許可申請に関する件 2 農地法第4条許可申請に関する件 3 農地法第5条許可申請に関する件 4 農地法第18条第6項の規定による通知に関する件 5 非農地認定に関する件 6 農用地利用集積計画に関する件 7 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件 8 荒廃農地の発生・解消状況に関する調査に伴う農地・非農地判定について 9 相続税の納税猶予に関する件 																		
報告事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 法務局から照会のあった農地等の現況について 2 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 3 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 4 鹿児島島の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について 																		

議 長	<p>開 会（午前10時）</p> <p>定刻になりましたので、ただいまから、令和2年度第11回総会を開催いたします。</p> <p>それでは、本日の出席委員数について報告いたします。 19人中17人の出席で、過半数以上の出席でございますので、会は成立いたしております。 なお、欠席届が、上四元委員、横峯委員から出されています。</p> <p>次に、議事録署名者を決めなければなりません。私からご指名申し上げてよろしいでしょうか。</p> <p>（異議なしの声）</p> <p>それでは、岩元委員、仮屋委員にお願いいたします。</p> <p>今回は、会長の依頼により、農政総務課の担当者に出席していただいております。</p> <p>次に、議事参与の制限についてお知らせいたします。 議題6.「農用地利用集積計画に関する件」及び議題7.「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」につきましては、議事参与の制限となっておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議題の審議に入ります。</p>
-----	--

議 題	
議題 1. 農地法第 3 条許可申請に関する件 1 ページ～ 2 ページ 6 件	
議 長	<p>それでは、議題 1. 「農地法第 3 条許可申請に関する件」を審議します。 まず、吉田、18 番委員お願いします。</p>
18 番 委 員	<p>ご報告します。 番号 1 号、申請事由：贈与、受贈、権利の種別：所有権移転、贈与。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、喜入、10 番委員お願いします。</p>
10 番 委 員	<p>ご報告します。 番号 2 号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、松元、3 番委員お願いします。</p>
3 番 委 員	<p>ご報告します。 番号 3 号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。 番号 4 号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 番号 5 号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買。 番号 6 号、労力不足、相手要望、使用貸借権。 番号 5 及び 6 について、補足説明をさせていただきます。 受け人について経営面積はいずれも 0 となっておりますが、これまで受け人は父の農地を耕作しており、今回の農地の取得にあたっては特に問題はなく、新規就農ではありません。 以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 別冊資料 1 にありますように、今回の第 3 条案件の全ては、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。 これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 1. 「農地法第 3 条許可申請に関する件」6 件につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>

議題2. 農地法第4条許可申請に関する件	
3ページ 1件	
議 長	次に、議題2「農地法第4条許可申請に関する件」を審議します。 それでは、谷山、14番委員お願いします。
14番委員	ご報告します。 番号1号、用途・施設：店舗1棟69.66㎡、駐車場30.00㎡、通路等230.34㎡、周囲の状況及び被害防除計画、東・南…本人畑、西…宅地、北…里道、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、污水…合併浄化槽。 以上です。
議 長	ただいま、調査員から説明がありました。 今回の第4条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、第2種農地に該当すると判断されます。お目直しをお願いいたします。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題2.「農地法第4条許可申請に関する件」1件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。
議題3. 農地法第5条許可申請に関する件	
4ページ～10ページ 22件	
議 長	次に、議題3「農地法第5条許可申請に関する件」を審議します。 まず、谷山、14番委員お願いします。

1 4 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、用途・施設：住家1棟103.09㎡、庭敷地等258.91㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東…宅地、西…里道、南…県道、里道、北…他人畑、境界…ブロック積、雨水…県道側溝、污水…合併浄化槽、権利の種別：所有権移転、売買。</p> <p>番号2号、資材置場554.00㎡、車両置場30.00㎡、東…雑種地、西…他人田、南…山林、北…里道、境界…ブロック積、土留、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号3号、建売住宅2棟96.04㎡、庭敷地等331.96㎡、東…他人田、西…宅地、南・北…里道、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号4号、資材置場228.00㎡、通路等199.00㎡、東・西…他人田、南・北…里道、境界…ブロック積、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号5号、資材置場144.00㎡、駐車場25.00㎡、通路等275.00㎡、東…山林、西…市道、南・北…雑種地、境界…土留、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は、谷山支所から北西へ約4.8kmに位置する第1種農地で、土地改良事業施行地に該当するため、原則転用を許可できませんが、農地法施行規則第33条第4号に定めるところの不許可の例外である集落接続施設に該当することから、今回の転用許可はやむを得ないと判断したところでございます。</p> <p>番号6号、住家1棟52.17㎡、庭敷地等370.83㎡、東・西・北…他人畑、南…県道、境界…ブロック積、雨水…県道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号7号、住家1棟72.87㎡、庭敷地等256.13㎡、東…貸人畑、西・北…宅地、南…県道、境界…ブロック積、雨水…県道側溝、污水…合併浄化槽、使用貸借権。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉野、13番委員お願いします。
1 3 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号8号、障害者通所施設1棟600.75㎡、駐車場58.00㎡、庭敷地等1,570.20㎡、東…市道、宅地、西…他人畑、南…里道、他人畑、山林、北…里道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号9号、住家1棟67.42㎡、庭敷地等199.58㎡、東・北…市道、西…渡人畑、南…他人畑、境界…ブロック積、フェンス、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号10号、住家1棟109.51㎡、庭敷地等154.49㎡、東・南…渡人畑、西…市道、北…他人畑、境界…ブロック積、土留、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>

議 長	次に、吉田、18番委員お願いします。
18番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号11号、貸資材置場120.00㎡、貸駐車場75.00㎡、転回場等600.00㎡、東…宅地、西…他人田、南…河川、北…農道、境界…土留、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は、支所から南に約3kmに位置し、平成元年に土地改良法による換地処分を受けた土地改良事業の施行区域内にある農地に該当する第1種農地です。申請人は、市内で建設業を営む法人の役員で、今回申請地を買い受け、資材置場と駐車場としてその法人に貸し付けるものです。</p> <p>第1種農地の転用は、原則として許可することはできませんが、申請施設は不許可の例外である農地法施行規則第33条第4項に規定する集落接続施設に該当することから、申請はやむを得ないと判断したものです。</p> <p>番号12号、駐車場619.00㎡、通路等692.00㎡、東…県道、西…宅地、雑種地、南…宅地、北…市道、境界…土留、雨水…自然流下、賃貸借権。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、桜島、19番委員お願いします。
19番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号13号、住家1棟141.61㎡、倉庫1棟44.72㎡、庭敷地等310.67㎡、東・北…他人畑、西…農道、南…貸人畑、境界…ブロック積、雨水…農道側溝、汚水…合併浄化槽、使用貸借権。</p> <p>この件につきまして、補足説明をいたします。</p> <p>申請地は桜島支所から南西へ約2.1kmに位置する、おおむね10ha以上の農地の広がりのある第1種農地に該当します。</p> <p>第1種農地は原則として農地転用することはできませんが、農地法施行規則第33条第4号に定めるところの、不許可の例外となる集落接続施設に該当することから、今回の転用許可はやむを得ないと判断したところでございます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、喜入、10番委員お願いします。

10番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号14号、住家1棟56.94㎡、庭敷地等404.70㎡、東…宅地、他人畑、西…他人畑、南…宅地、市道、北…里道、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号15号、食品加工場1棟520.63㎡、事務所1棟57.00㎡、駐車場188.50㎡、通路等1,636.87㎡、東…雑種地、西…国道、南…里道、北…原野、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>この件につきまして、補足してご説明申し上げます。</p> <p>申請地は、喜入支所から南へ約3kmに位置する第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>譲渡人は平成19年に申請地を3条取得したが、高齢となり耕作することが困難となったため譲渡するもので、今回の転用許可はやむを得ないと判断いたしました。</p> <p>番号16号、住家1棟75.58㎡、通路42.86㎡、庭敷地等394.56㎡、東…宅地、西…他人畑、雑種地、南…水路、北…宅地、市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号17号、資材置場140.00㎡、車両置場等306.00㎡、東・南…市道、西…市道、山林、北…宅地、境界…土留、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号18号、建売住宅4棟385.05㎡、庭敷地等920.95㎡、東…他人田、西…宅地、南…水路、西・北…宅地、私道、境界…ブロック積、雨水…水路放流、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、松元、3番委員お願いします。
3番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号19号、住家1棟60.87㎡、庭敷地391.13㎡、東…市道、西…宅地、南…他人畑、北…雑種地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号20号、建売住宅6棟319.61㎡、庭敷地1,256.39㎡、東・南・北…市道、西…他人畑、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号21号、クヌギ253本2,580.00㎡、東…水路、西・北…管理用道路、南…他人田、境界…土留、雨水…自然流下、所有権移転、贈与。</p> <p>番号22号、クヌギ47本264.00㎡、東…県道、西…山林、南・北…宅地、境界…土留、雨水…自然流下、所有権移転、贈与。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、番号5、11、13号は第1種、それ以外は全て、第2種、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題3.「農地法第5条許可申請に関する件」22件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p> <p>但し、第1種農地である番号5、11、13号につきましては、「県農業会議」に意見聴取し、許可して差し支えのない旨の回答を得た後、許可書を交付することといたします。</p>
議題4. 農地法第18条第6項の規定による通知に関する件 11ページ～12ページ 5件	
議 長	<p>次に、議題4.「農地法第18条第6項の規定による通知に関する件」を審議します。</p> <p>吉田、桜島、喜入、松元地区に合意解約の通知が出ております。 委員の皆さんには、お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題4.「農地法第18条第6項の規定による通知に関する件」5件につきましては、原案どおり受理することに決定いたします。</p>
議題5. 非農地認定に関する件 13ページ～14ページ 7件	
議 長	<p>次に、議題5.「非農地認定に関する件」を審議します。</p> <p>まず、谷山、14番委員お願いします。</p>

14番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、調査結果：雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。</p> <p>番号2号、調査結果：住家1棟、19年経過、現況宅地。</p> <p>番号3号、調査結果：住家1棟、28年経過、現況宅地。</p> <p>番号4号、調査結果：通路として15年経過、現況道路。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、伊敷、6番委員お願いします。
6番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号5号、調査結果：ゴキ竹・雑木自然繁茂、約20年経過、現況山林。</p> <p>番号6号、調査結果：杉、唐竹自然繁茂、約30年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、喜入、10番委員お願いします。
10番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号7号、調査結果：杉、約30年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題5.「非農地認定に関する件」7件につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。</p>
<p>議題6. 農用地利用集積計画に関する件</p> <p>15ページ～27ページ 34件</p>	
議長	<p>次に、議題6.「農用地利用集積計画に関する件」を審議します。</p> <p>17ページ、番号4号につきましては、議長自らが申請人となっている案件でございます。</p> <p>それでは、この案件につきましては、議事進行を会長代理にお願いすることといたします。</p> <p>(議長と会長代理は一旦席を交代します。)</p>

<p>会 長 代 理</p>	<p>それでは、議事を進行いたします。</p> <p>番号4号は、「議事参与の制限」になります。</p> <p>従いまして、議長におかれましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与することができませんので、しばらく離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。</p> <p>議長におかれましては、離席をお願いします。</p> <p>(議長離席後)</p> <p>それでは、番号4号につきまして、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>それでは、議事参与の制限の案件について、ご説明します。</p> <p>資料の17ページをお願いします。</p> <p>番号の4号、地目、現況ともに田、面積は384.00㎡、権利の種類は、使用貸借権、区分：更新。</p> <p>令和3年2月26日公告予定です。これは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題6.「農用地利用集積計画に関する件」の番号4号につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p> <p>残りの案件の審議に入ります前に、議長におかれましては、ご着席をお願いし、再び議事進行をお願いいたします。</p> <p>(議長、会長代理はそれぞれの席に着席後)</p> <p>それでは、審議に戻ります。</p> <p>残りの33件及び先ほどの1件を併せて、一括して事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>資料の15ページをお願いします。</p> <p>「議案第6号」、令和3年2月26日公告予定の、農用地利用集積計画集計表について、ただいまの分も含め、ご説明申し上げます。</p> <p>集計表の右下の合計欄になります。 所有権0件、0筆、0㎡。 賃借権19件、34筆、34,624.00㎡。 使用賃借権15件、28筆、22,690.00㎡。 合計34件、62筆、57,314.00㎡です。</p> <p>なお、資料の16ページから27ページは、農用地利用集積計画の内容です。 お目通しをお願いいたします。 これらは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「15番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、15番委員どうぞ。</p>
15番委員	<p>番号12号ですが、賃料が50,000円となっていますが、面積に対しては高額であります。施設を含んだ金額ですか。</p>
吉田支局	<p>これは、施設を含んで50,000円ということで契約されたということです。</p>
15番委員	<p>わかりました。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題6.「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>

議題 7. 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件 別冊資料 2 1 件	
議 長	<p>次に、議題 7. 「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料 2 です。</p> <p>7 番委員自身が、申請人となっている案件でございます。</p> <p>従いまして、7 番委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第 3 1 条の規定により、議事に参与することができませんので、しばらく離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。</p> <p>7 番委員におかれましては、離席をお願いします。</p> <p>（7 番委員離席後）</p> <p>それでは、郡山、1 1 番委員をお願いします。</p>
1 1 番 委 員	<p>ご報告します。2 ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、薪置場、作業場、車庫及び通路</p> <p>4. 現況、申出地は、西俣町西俣下地区にあり、郡山支所から西へ約 2. 4 k m に位置し、東側は他人畑・水路、西側は市道、南側は水路、北側は宅地に接している。</p> <p>5. 意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書のとおりで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。ただし、当該地は令和 3 年 1 月総会において、農地法第 5 条第 3 項に基づく条件（農地復元期限）を付した上で一時転用を許可しており、現在転用実行中である。</p> <p>このため、一時転用実行者が条件に基づいた復元行為を完了した後に転用することが相当と思われる。</p> <p>転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「1 5 番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、1 5 番委員どうぞ。</p>
1 5 番 委 員	<p>一時転用実行者が条件に基づいた復元行為を完了した後に転用することが相当と思われるとありますが、これは条件付きということですか。</p>

事 務 局	<p>一時転用許可について条件が付いているのかというご質問かと思えます。農用地区域内における一時転用という形になるのですが、農地法第5条におきまして、転用許可については、条件を付することができる規定がございます。又、農用地区域内における一時転用につきましては、必ず農地復元の条件を付することとの通知がございますので、その通知に従いまして、条件を謳って許可決定をしたところでございます。</p>
1 5 番 委 員	<p>わかりました。</p>
4 番 委 員	<p>一時転用で回復のために、期間が条件として付けられるのは理解できるのですが、一時転用の許可の期間で、更に別の用途に変更という時に、いちいち、農地に復元をさせる実益があるのですか。</p>
事 務 局	<p>農地復元期限前に復元行為を果たさなかった場合、農地法第5条の規定に基づく許可条件に違反にするという形になってしまいます。</p> <p>農地法には、第1種農地、第2種農地等の「農地区分基準」の確認、資金証明書等の「一般基準」がございます。この一般基準の中に、過去の転用行為において事業計画通りの実施がなければ、今後の転用を行うのに必要な信用があるとは認められないケースとなるということが、農地法第4条第6項第3号もしくは、第5条第2項第3号に明示されているところでございます。確かに実益があるのかという疑問を呈するところでございますが、当委員会が一時転用実行者に対して、後に転用が控えているから復元行為をしないでいいということは、お示しすることはできないと理解しているところでございます。</p>
4 番 委 員	<p>一時転用を受けた方と今度転用をされる方は同一の方ですか。</p>
事 務 局	<p>現在一時転用を実行されている方は別の方です。</p>
4 番 委 員	<p>実益があるとは思いませんけど、そういう縛りがあるのであればしょうがないです。</p>

議	長	<p>県の農業会議や農村振興課とよく連携を取って、このような問題は対処していきたいと思います。</p> <p>ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題7.「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」1件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p> <p>次の審議に入ります前に、7番委員におかれましては、ご着席をお願いします。</p> <p>（7番委員着席後）</p>
議題8. 荒廃農地の発生・解消状況に関する調査に伴う農地・非農地判定について 別冊資料3 60件		
議	長	<p>次に、議題8.「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査に伴う農地・非農地判定について」を審議します。別冊資料3です。</p> <p>まず、本局、9番委員をお願いします。</p>
9番委員		<p>ご報告します。2ページです。</p> <p>調査筆数：6筆、現況確認日：令和3年1月15日、農地・非農地の判断結果：杉、唐竹・真竹・雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議	長	<p>次に、谷山、14番委員をお願いします。</p>
14番委員		<p>ご報告します。3ページです。</p> <p>調査筆数：8筆、現況確認日：令和3年1月22日、農地・非農地の判断結果：ゴキ竹・雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議	長	<p>次に、伊敷、6番委員をお願いします。</p>
6番委員		<p>ご報告します。4ページです。</p> <p>調査筆数：6筆、現況確認日：令和3年1月26日、農地・非農地の判断結果：杉、孟宗竹・唐竹・雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議	長	<p>次に、吉野、13番委員をお願いします。</p>

1 3 番 委 員	<p>ご報告します。5ページです。</p> <p>調査筆数：4筆、現況確認日：令和3年1月14日、農地・非農地の判断結果：唐竹・雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、東桜島、17番委員お願いします。
1 7 番 委 員	<p>ご報告します。6ページです。</p> <p>調査筆数：7筆、現況確認日：令和3年1月13日、農地・非農地の判断結果：雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉田、18番委員お願いします。
1 8 番 委 員	<p>ご報告します。7ページです。</p> <p>調査筆数：3筆、現況確認日：令和3年1月14日、農地・非農地の判断結果：唐竹・ゴキ竹・雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、桜島、19番委員お願いします。
1 9 番 委 員	<p>ご報告します。8ページです。</p> <p>調査筆数：4筆、現況確認日：令和3年1月13日、農地・非農地の判断結果：唐竹・ゴキ竹・雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、喜入、10番委員お願いします。
1 0 番 委 員	<p>ご報告します。9ページです。</p> <p>調査筆数：6筆、現況確認日：令和3年1月26日、農地・非農地の判断結果：5筆が雌竹・真竹・雑木自然繁茂、現況山林により非農地、1筆が不耕作により農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、松元、3番委員お願いします。
3 番 委 員	<p>ご報告します。10ページです。</p> <p>調査筆数：10筆、現況確認日：令和3年1月26日、農地・非農地の判断結果：8筆が杉、ゴキ竹・孟宗竹・雑木自然繁茂、現況山林により非農地、2筆が不耕作により農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、郡山、11番委員お願いします。

1 1 番 委 員	<p>ご報告します。11ページです。</p> <p>調査筆数：6筆、現況確認日：令和3年1月25日、農地・非農地の判断結果：孟宗竹・ゴキ竹・唐竹・コサン竹・雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等がございますか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題8.「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査に伴う農地・非農地判定について」60件につきましては、調書のとおり判定することに決定いたします。</p>

議題 9. 相続税の納税猶予に関する件 28 ページ 1 件	
議 長	次に、議題 9. 「相続税の納税猶予に関する件」を審議します。 それでは、谷山、14 番委員をお願いします。
14 番 委 員	資料の 28 ページをお開きください。 相続税の納税猶予の証明に係るものでございます。 相続開始年月日は、平成 14 年 5 月 7 日でございます。 申請人は被相続人の子でございまして、今回が 7 回目の発行でございまして。 申請は、令和 3 年 1 月 18 日に提出され、2 月 8 日に、1 番委員、私、事務局職員 3 名の計 5 名で現地を調査いたしました。 今回、調査いたしました特例適用農地の 1 と 2 は田、3 は畑でありました。 1 と 2 は、水稻作付予定で、3 は、ブルーベリー、ハッサク、ナシ、ミカン、ビワ、クリを植付中でございました。 従いまして、番号 1 の各特例適用農地において、申請者が農業経営を行っておりますので、「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の発行については支障ないものと判断いたしましたところでございます。 以上で、報告を終わります。
議 長	ただいま、調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 9. 「相続税の納税猶予に関する件」1 件につきましては、原案どおり決定することにいたします。 議題の審議は以上です。 続きまして、報告事項に入ります。

報 告 事 項	
1. 法務局から照会のあった農地等の現況について 29ページ 1件	
議 長	報告事項1「法務局から照会のあった農地等の現況について」 それでは、谷山、14番委員お願いします。
14番委員	報告します。29ページです。 照会日：令和3年2月4日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和3年2月18日 鹿児島地方法務局へ報告済。
2. 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 30ページ～32ページ 15件	
議 長	報告事項2「農地法第3条の3届出専決に関する報告について」 報告事項3「農地法第4条・5条届出専決に関する報告について」 それでは、事務局の報告をお願いします。
事 務 局	資料の30ページをお開きください。 報告事項2 農地法第3条の3届出専決に関する報告の集計表です。 この専決処理は、農地等について相続などで権利の取得があった場合、農業委員会に届出を要するものです。 今回の届出件数は、15件、登記地目別では、田9筆、10,764.00㎡、畑26筆、20,187.00㎡、その他0筆、0㎡、計35筆、30,951.00㎡。 取得した事由は、相続が15件、権利の種類は、所有権が15件、農業委員会によるあっせん等の希望は、有が2件、無が13件です。 次の31から32ページは、届出の内容です。お目通しをお願いいたします
3. 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 33ページ～42ページ 32件	
事 務 局	次に、33ページをお開きください。 報告事項3 農地法第4条・第5条届出専決に関する報告の集計表です。 これらは、市街化区域内の農地の転用届出に関するもので、事務局長の専決により処理したものです。 第4条関係は、一般住宅3件、共同住宅1件、駐車場3件、その他1件で合計8件です。 34から35ページは届出の内容です。お目通しをお願いいたします。 元に戻っていただき33ページをお願いします。 第5条関係は、上から順に一般住宅14件、共同住宅1件、駐車場2件、資材置場2件、店舗等3件、その他2件で、合計24件です。 資料の36ページから42ページは、第5条の届出の内容です。 お目通しをお願いいたします。

4. 鹿児島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について 別冊資料4	
議 長	次に、報告事項4「鹿児島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について」 それでは、事務局の報告をお願いします。
事 務 局	報告事項4 鹿児島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について報告いたします。 表の一番下の合計欄をご覧ください。 まず 二段書きの上の段の12月分については、訪問戸数155戸、うち不在20戸、調査回答戸数141戸、貸出希望13戸153.15アール、借入希望3戸90.00アール、貸出実績はなし、借入実績1戸23.97アール、中間管理事業活用実績はありませんでした。 次に、下の段の累計については、訪問戸数4,712戸、うち不在467戸、調査回答戸数4,289戸、貸出希望239戸4,908.69アール、借入希望49戸2,120.00アール、貸出実績14戸198.46アール、借入実績10戸134.91アール、中間管理事業活用実績46.17アールでした。 各地区の実績についてはお目通しをお願いします。 以上で報告を終わります。
議 長	ありがとうございました。 本日の議事は、全て終了しました。 (議事終了：午前10時40分) 続きまして、事務局から何か連絡事項等はございませんか。
事 務 局	・令和2年度第12回総会（月例）開催日時は、 3月26日（金）午前10時開会 みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室
議 長	以上で、本日の総会を終了いたします。 閉 会（午前10時45分）